

宮津会館利用料金表

(令和元年10月1日施行)
(単位：円)

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで 又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	平 日	64,110	22,620	31,420
	土曜日、日曜日 及び休日	77,000	27,230	37,710
ホワイエ (1階又は2階)	平 日	16,130	5,550	7,540
	土曜日、日曜日 及び休日	19,380	6,700	9,110
ホワイエ (全 階)	平 日	21,370	7,540	10,050
	土曜日、日曜日 及び休日	25,660	9,110	12,990

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 舞台又はホワイエを利用し、創作活動等練習に係る利用料金は、別に定める額とする。
ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。
- 5 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

冷 房 装 置 利 用 料 金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで 又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	冷房料	4,710	1,880	1,880

備考

- 1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。